

## 永平寺町環境保全活動団体支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域の豊かな自然を保全するために、環境保全に関する調査研究活動、環境美化・環境保全を行う法人又は団体(以下「団体等」という。)に対し補助金を交付するため、永平寺町補助金等交付規則(平成18年永平寺町規則第38号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (対象団体等)

第2条 補助金の交付の対象となる団体等(以下「対象団体等」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内で活動を行うものであること。
- (2) 団体においては、構成員が3人以上であること。
- (3) 法人においては、町内に事務所を有すること。
- (4) 代表者及び所在地が明確であること。
- (5) 宗教的若しくは政治的な活動又は営利を目的としないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体ではないこと。

### (補助対象事業、補助率及び補助限度額)

第3条 補助の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、町内で対象団体等が実施する次の表の対象事業区分のいずれかに該当する事業であって、公益性が認められるものとする。ただし、国、県、町又はその他の団体等から委託、助成等を受けている事業は補助の対象としない。

対象事業区分	内容	補助率	補助限度額
1 脱炭素社会の推進に向けた活動事業	・脱炭素社会の推進に向けた調査研究	1 / 2	1 団体等当たり 100,000円を上限とする(同一年度1回のみ)
2 環境美化・環境保全の活動事業	・道路、河川等の清掃に関する活動 (自治会の活動、町の行事、学校活動は除く) ・希少動植物の生息、生育の調査に	10 / 10	1 団体等当たり50,000円を上限とする(同一年度1回のみ)

	関する活動
--	-------

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、対象事業に直接必要と認められる経費のうち、別表に掲げるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の申請は、規則に定めるもののほか、団体においては、構成員の名簿を添付して町長に申請しなければならない。

(補助の決定)

第6条 前条により申請のあった事業について環境保全活動審査会により審査し、補助の可否を決定する。

(環境保全活動審査会)

第7条 前条の環境保全活動審査会は、副町長、総務課長、総合政策課長、財政課長、住民税務課長をもって構成する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年9月29日告示第123号)

この告示は、令和7年10月1日から施行する。

別表(第4条関係)

費目	補助対象経費の種類
消耗品費	主に消耗される物品の購入等に要する経費
食料費	活動中の水分補給に必要な飲料水の購入に要する経費
保険料	活動に参加するボランティアのための保険に要する経費
調査研究費	調査研究に要する経費